

さいたま市総合振興計画

新実施計画〔改訂版〕

平成 22 年 3 月

さいたま市

改定にあたって

さいたま市は、「多彩な都市活動が展開される東日本の交流拠点都市」「見沼の緑と荒川の水に象徴される環境共生都市」「若い力の育つゆとりある生活文化都市」の3つの将来都市像を掲げた本市の総合振興計画である「さいたま希望のまちプラン」に基づき、諸施策を展開しております。



その総合振興計画における個別具体の事業を示した前実施計画が平成20年度（2008年度）に計画期間満了を迎えましたことから、平成21年（2009年）3月に、平成21年度を初年度とし、平成25年度（2013年度）までの5か年を計画期間とする新実施計画を策定いたしました。

現在、本市を取り巻く状況は、少子・高齢化や地球温暖化の進行に加え、世界的な金融危機に端を発した地域経済・雇用の長期的な低迷、さらには、地域主権の実現に向けた動きや都市間競争の激化など、大きく変化しております。

このような状況を踏まえ、市民一人ひとりが更なるしあわせを実感できる「子どもが輝く“絆”でむすばれたまち」づくりを進めるため、平成21年11月、今後4年間に重点的に取り組むべき施策を盛り込んだ『しあわせ倍増プラン2009』を策定し、同プランとの整合や内容の拡充を図るため、このたび、新実施計画の一部を改定いたしました。

今後は、本計画に掲げた事業を着実に推進し、多様な変化に対応できる持続可能な都市を目指すとともに、本市の有する多彩な地域資源を生かした「さいたま市らしさ」の創出に努め、市民の皆様とともに、さいたま市の新しい時代を築いてまいりたいと考えておりますので、一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

平成22年3月

さいたま市長 清水 勇人

目 次

第 1 編	新実施計画の策定に当たって	1
1	新実施計画の目的と期間	1
2	新実施計画の策定のポイントと構成	2
3	新実施計画の推進のポイント	4
第 2 編	希望 ^{ゆめ} のまちづくり事業	5
1	「希望 ^{ゆめ} のまちづくり事業」とは	5
2	前実施計画の主な成果	6
3	新実施計画における希望 ^{ゆめ} のまちづくり事業	9
第 3 編	都市経営の基本戦略	24
第 1 章	市民と行政の協働	25
第 2 章	将来を見据えた行財政運営	27
第 4 編	実施計画事業	33
第 1 章	環境・アメニティの分野	33
第 2 章	健康・福祉の分野	44
第 3 章	教育・文化・スポーツの分野	70
第 4 章	都市基盤・交通の分野	90
第 5 章	産業・経済の分野	113
第 6 章	安全・生活基盤の分野	130
第 7 章	交流・コミュニティの分野	143
資料編		155
1	総合振興計画策定の流れ	156
2	掲載事業一覧	157
3	「しあわせ倍増プラン 2009」との関係	160
4	さいたま市の計画体系図	167
5	さいたま市の計画一覧	171
6	「さいたま市らしさ発見！」市民ワークショップからの提案	176
7	用語解説	181

第1編 新実施計画の策定に当たって

1 新実施計画の目的と期間

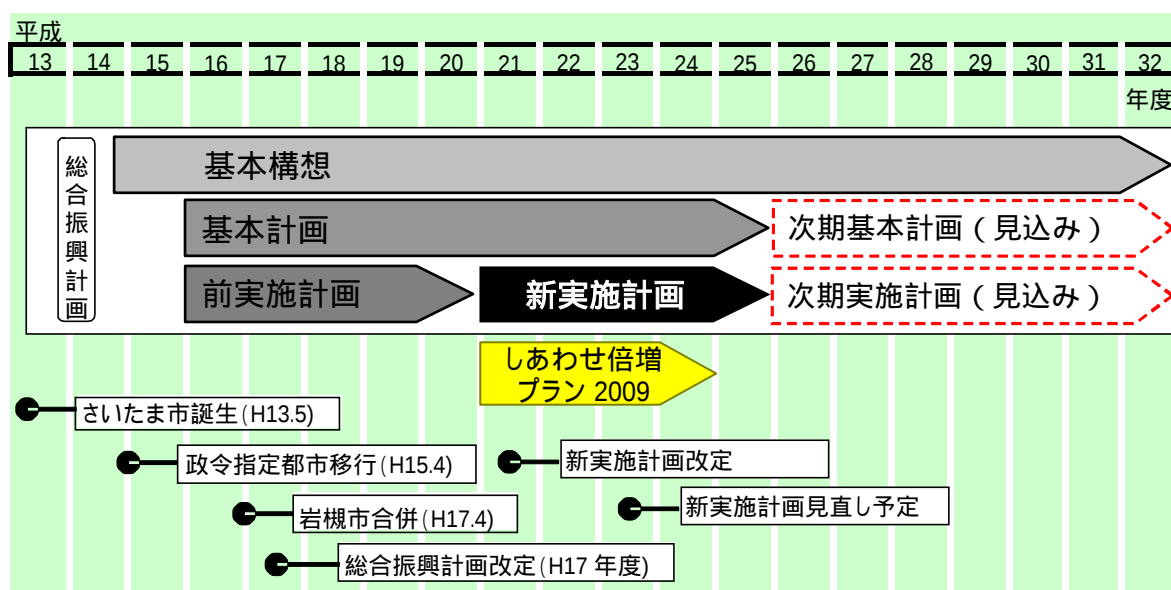
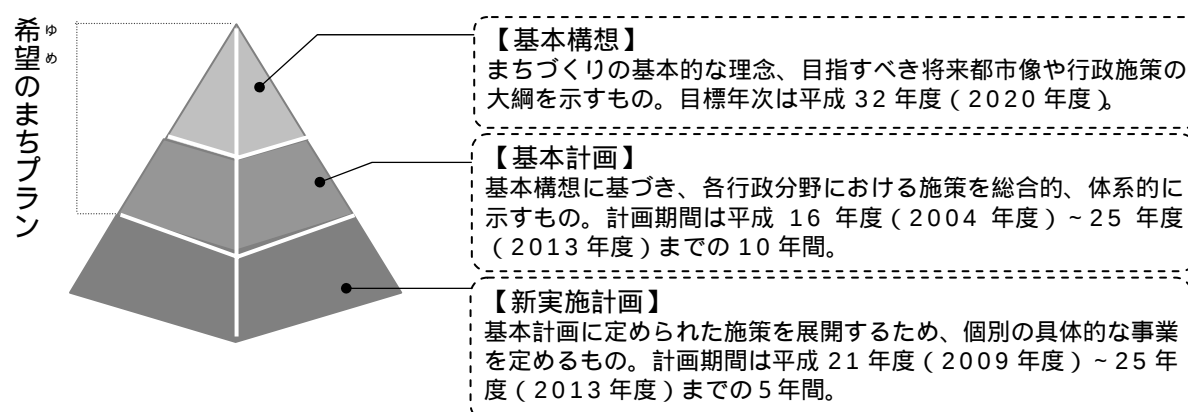
さいたま市は平成13年（2001年）5月に誕生し、さいたま市総合振興計画（基本構想・基本計画・実施計画）を基礎として、計画的なまちづくりを進めてきました。この間、平成17年（2005年）4月には岩槻市と合併し、総合振興計画の改定を行いました。この総合振興計画のうち、実施計画（以下「前実施計画」という。）は平成20年度（2008年度）に目標年次を迎えました。

そこで、この新実施計画は、社会状況や市民ニーズの変化、そして前実施計画の成果と課題を踏まえて検討し、本市の将来都市像を実現するために掲げた個別の具体的な事業を、状況の変化に柔軟に対応しながら計画的かつ効果的、効率的に推進することを目的として策定しました。

また、その計画期間は5年間とし、3年目に中間見直しを行うものとします。

（平成21年（2009年）11月に「しあわせ倍増プラン2009」を策定したことにより、平成22年（2010年）3月に総合振興計画新実施計画の改定を行いました。）

総合振興計画の3層構造と計画期間



2 新実施計画の策定のポイントと構成

新実施計画は、基本構想及び基本計画（希望のまちプラン）に込められた多くの市民の思いを具現化する計画となるよう、基本計画の趣旨に沿って構成を組み立てるとともに、「計画策定の5つのポイント」を踏まえ策定しました。

計画策定の5つのポイント

1 政令指定都市として魅力あふれる都市づくりの推進

政令指定都市として魅力あふれる都市づくりを推進します。

2 市民ニーズの把握と反映

市民ニーズを把握し、可能な限り反映します。

3 社会経済情勢の変化への対応

少子・高齢化をはじめとする社会経済情勢の変化に対応します。

4 地方分権への対応と健全財政の維持

地方分権化に対応し、自ら責任を負えるよう、健全財政の維持を図ります。

5 前実施計画の実績の反映

これまでに実施してきた施策や事業の成果・課題などの実績を反映します。

計画の構成

基本構想

1 目的と期間

2 都市づくりの基本理念

- 市民と行政の協働
- 人と自然の尊重
- 未来への希望と責任

3 将来都市像

- 多彩な都市活動が展開される東日本の交流拠点都市
- 見沼の緑と荒川の水に象徴される環境共生都市
- 若い力の育つゆとりある生活文化都市

4 施策展開の方向

- (1) 安らぎと潤いある環境を守り育てる
- (2) 子育てを応援し、だれもが健やかに安心して暮らせる
- (3) 一人ひとりが生き生きと輝く個性を育む
- (4) 人と環境に配慮した質の高い基盤をつくる
- (5) 産業の活力を高め、躍動する都市づくりを進める
- (6) 安全を確保し、市民生活を支える
- (7) 理解を深め合い、多彩な交流を広げる

5 実現に向けて

- (1) 市民と行政の協働による都市づくり
- (2) 効果的で効率的な行財政運営による都市づくり
- (3) さいたま市らしさを生み出す都市づくり

基本計画

第1部 基本計画の策定に当たって

- 第1章 基本計画の目的と期間、構成
- 第2章 主要指標の見通し
- 第3章 都市構造の基本的な考え方

第2部 さいたま市らしさを生み出す都市づくり

- 「多彩な都市活動が展開される東日本の交流拠点都市」に向けて
- 「見沼の緑と荒川の水に象徴される環境共生都市」に向けて
- 「若い力の育つゆとりある生活文化都市」に向けて

第3部 都市づくりの進め方

- 第1章 市民と行政の協働
- 第2章 将来を見据えた行財政運営

第4部 分野別計画

- 第1章 環境・アメニティの分野
- 第2章 健康・福祉の分野
- 第3章 教育・文化・スポーツの分野
- 第4章 都市基盤・交通の分野
- 第5章 産業・経済の分野
- 第6章 安全・生活基盤の分野
- 第7章 交流・コミュニティの分野

第5部 各区の将来像

新実施計画

第1編 新実施計画の策定に当たって

- 1 新実施計画の目的と期間
- 2 新実施計画の策定のポイントと構成
- 3 新実施計画の推進のポイント

第2編 希望のまちづくり事業

- 1 「希望のまちづくり事業」とは
- 2 前実施計画の主な成果
- 3 新実施計画における希望のまちづくり事業

第3編 都市経営の基本戦略

- 第1章 市民と行政の協働
- 第2章 将来を見据えた行財政運営

第4編 実施計画事業

- 第1章 環境・アメニティの分野(26事業)
 - 第2章 健康・福祉の分野(54事業)
 - 第3章 教育・文化・スポーツの分野(49事業)
 - 第4章 都市基盤・交通の分野(61事業)
 - 第5章 産業・経済の分野(37事業)
 - 第6章 安全・生活基盤の分野(33事業)
 - 第7章 交流・コミュニティの分野(21事業)
- (合計事業数 281事業)

注1:()は各章の事業数。再掲された事業を含む。

注2:第4編実施計画事業の担当課室は、平成22年4月1日の組織名です。

3 新実施計画の推進のポイント

本市が目指す将来都市像の実現のためには、計画を策定するだけでなく、いかに推進するかが重要です。そのため、新実施計画は、市民の視点に立ち、市民生活の向上に努めるとともに、次の4つのポイントを踏まえながら推進します。

計画推進の4つのポイント

1 行政評価システムの活用と予算編成への反映

行政評価システムを活用して、事業の範囲や実施方法の改善に取り組み、成果の向上やコスト縮減などを図ります。また、評価の結果を予算編成に反映していきます。

2 財源の確保

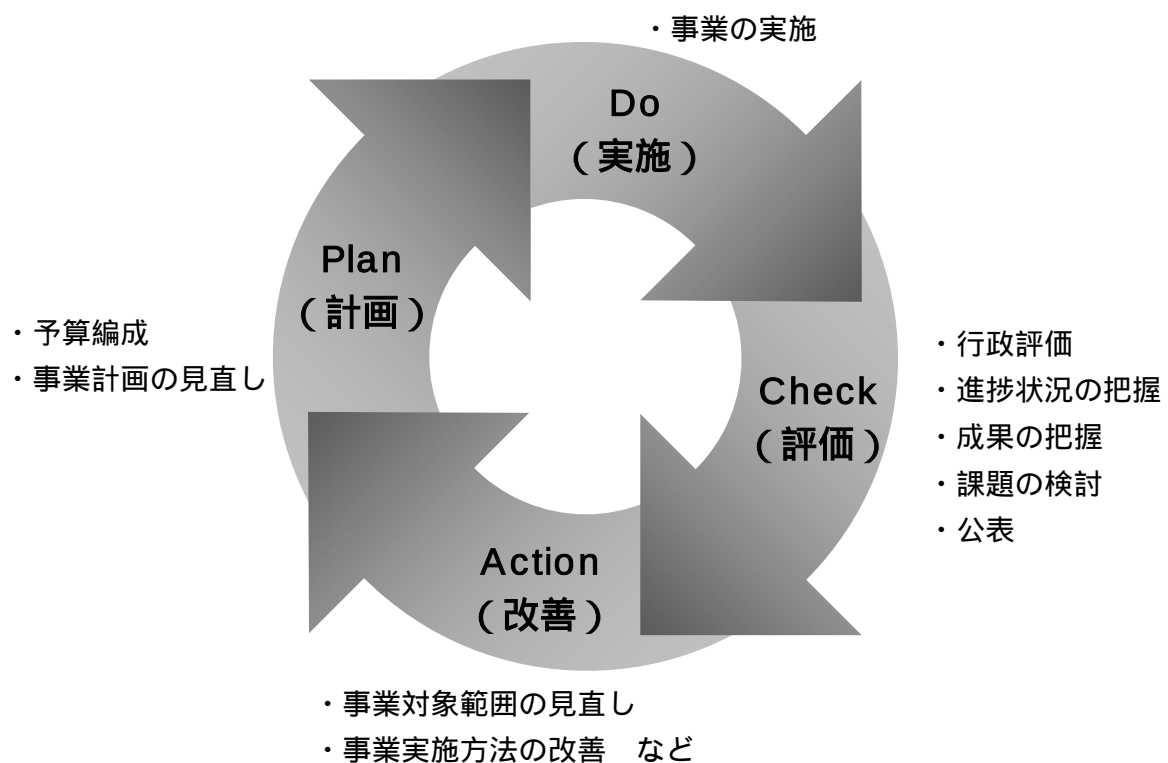
財政構造改革や税収の動向を勘案しながら、大都市制度を最大限に活用するとともに、自主財源の確保に積極的に取り組むことにより、事業の実効性を確保します。

3 弾力的な運用

社会経済情勢や市民ニーズに変化が生じた場合などには、弾力的に計画を運用するとともに、本計画に記載していない事業についても、必要性、緊急性を十分に吟味した上で取り組みます。

4 進捗状況の公表

新実施計画の推進について透明性の確保を図るため、毎年、計画の進捗状況を確認し、その結果を公表します。



第2編 ^{ゆめ}希望のまちづくり事業

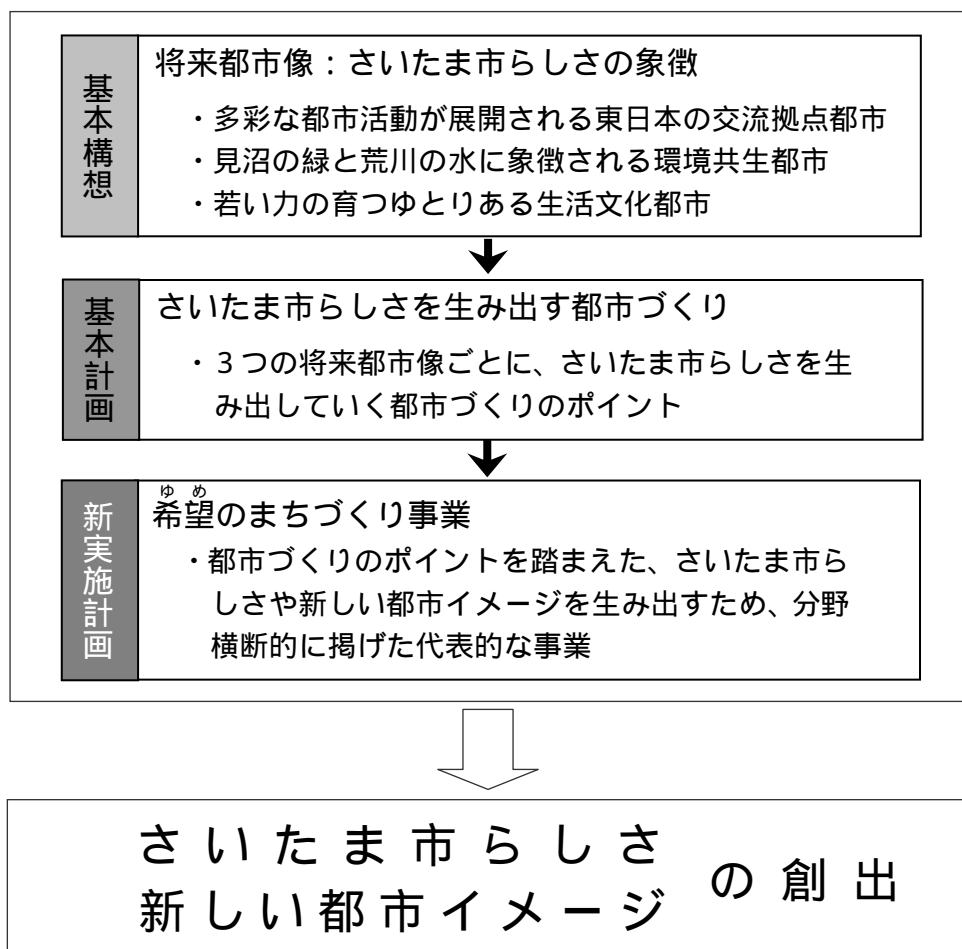
1 「^{ゆめ}希望のまちづくり事業」とは

さいたま市は、合併によって新しく誕生した都市として、また人口120万を超える政令指定都市として、「さいたま市らしさ」あふれる都市イメージの確立・共有・発信を進めながら、真に誇れる郷土の実現を目指しています。

このため、さいたま市総合振興計画では、基本構想において、「さいたま市らしさ」を象徴する3つの将来都市像を示し、また、基本計画において、「さいたま市らしさを生み出す都市づくり」として3つの将来都市像ごとに「都市づくりのポイント」を示しています。

そこで、新実施計画では、前実施計画に引き続き、基本構想・基本計画を受けて、「さいたま市らしさ」の創出に向けた取組として「^{ゆめ}希望のまちづくり事業」を設定するものとします。

「^{ゆめ}希望のまちづくり事業」とは、3つの将来都市像の実現に向け、第4編に掲げる各行政分野における個別の具体的な事業の中から、基本計画「さいたま市らしさを生み出す都市づくり」に示された「都市づくりのポイント」を踏まえて、特にさいたま市らしさや新しい都市イメージを生み出すための代表的な事業を分野横断的に掲げたもので、これらの事業間の連携、協調を図りながら推進することによって、より効果的に将来都市像の実現に資するものです。



2 前実施計画の主な成果

(1) 希望まち 交流拠点都市

希望のまちづくり事業	主な成果（平成 17～20 年度）
都市機能集積の促進 - 大宮駅周辺・さいたま新都心周辺地区の整備 - 浦和駅周辺地区の整備	- 氷川参道南区間の歩車分離（平成 18 年度）、大宮駅東口における駅前 3 団体による合同協議会の設立及び新たなまちづくりの検討開始（平成 19 年度）、（仮称）さいたま市サッカープラザ整備方針策定（平成 20 年度） - 浦和駅東口における商業施設や複合公共施設コムナーレの開設（平成 19 年度）
起業・創業の支援 - 新事業創出事業 - 起業家支援事業の推進	- ニュービジネス大賞の実施及び受賞者に対する支援 - インキュベーション事業の実施などの支援による創業 20 社
地域経済の活性化 - 戦略的企業誘致の促進 - コンベンション事業の推進 - 伝統産業活性化事業	- 企業誘致活動による 54 社（外国・外資系企業 10 社を含む）の企業立地 - 国際会議（100 人以上）の誘致件数 13 件、国内会議（500 人以上）の誘致件数 93 件 「岩槻の人形」「大宮の盆栽」「浦和のうなぎ」の 3 つの産業を「さいたま市伝統産業」に、97 事業所を「さいたま市伝統産業事業所」に指定（平成 20 年度）
にぎわいの創出 - 鉄道博物館の整備促進 - 観光資源の充実・整備事業	- 鉄道博物館の開館（平成 19 年度） - 観光大使の委嘱（平成 20 年度）、半日観光ルートの策定（平成 20 年度）
市民活動の支援 - 市民活動団体等支援事業 （仮称）市民活動サポートセンターの整備	「さいたま市市民活動及び協働の推進条例」の施行（平成 19 年度）、「市民提案型協働モデル事業」6 件の実施（平成 19～20 年度） - 市民活動サポートセンターの開設（平成 19 年度）



↑ 氷川参道南区間の歩車分離

浦和駅東口における商業施設や複合公共施設
↓ コムナーレの開設



↑ 鉄道博物館の開館

(2) 希望まち 環境共生都市

希望のまちづくり事業	主な成果（平成 17～20 年度）
快適な環境の確保 ○ 環境保全政策推進事業 ○ 地球温暖化防止推進事業 ○ 低公害車普及促進対策事業 ○ 環境教育・学習の推進	○ 全区役所で ISO14001 の認証取得 ○ 地球温暖化対策地域協議会設置(平成 18 年度)、ESCO 事業実施 (平成 20 年度) ○ 市公用車への低公害車導入率 3.4% → 11.9% (特別な用途の車両を除くと 16.4%) ○ リサイクル活動実施校 62% → 65%、環境美化活動実施校 63% → 65%
ごみの発生抑制とリサイクルの推進 ○ ごみ減量・リサイクル推進事業	○ 市民 1 人 1 日当たりごみ排出量(資源物を除く) 901.0g → 847.4g (平成 16 → 20 年度)
見沼田圃の保全・活用・創造 ○ 見沼グリーンプロジェクトの推進 ○ (仮称)セントラルパーク整備事業	○ 「見沼たんぼのホームページ」の開設(平成 19 年度) ○ 合併記念見沼公園の開設(平成 19 年度)
緑豊かな都市空間の創出 ○ 緑化推進事業 ○ 緑の核づくり公園整備事業	○ さいたま市公共施設緑化マニュアルの策定(平成17年度)、建築物緑化推進制度の創設(平成19年度)、建築物緑化助成事業の実施(平成20年度～) ○ 公園 68 か所、約 32.54ha(拡張を含む)の開設
環境にやさしい交通体系の実現 ○ 市内路線バス・コミュニティバス整備事業 ○ 駐車場・自転車駐車場の整備事業 ○ 総合都市交通体系の確立	○ 路線バス・コミュニティバス利用者数 13.8 万人/日 → 14.8 万人/日(平成 17 年度当初 → 20 年度)、コミュニティバス新路線を北区(平成 17 年度)、岩槻区(平成 18 年度)に開設し、全 6 路線で圧縮天然ガス(CNG)を燃料とするバスを導入 ○ 市営さいたま新都心駅東口自転車等駐車場の開設(平成 17 年度) ○ カーフリーデーの実施(平成 19 年度～)、大宮駅東口第 2 タクシープールの運用開始(平成 19 年度～)



↑ 市公用車への低公害車の導入

↓ 合併記念見沼公園の開設



↑ コミュニティバス新路線導入

(3) 希望まち 生活文化都市

希望のまちづくり事業	主な成果（平成 17～20 年度）
子育て支援の充実 ○ 子育て支援ネットワーク事業 ○ 保育所の新設整備事業 ○ ファミリー・サポート・センターの充実 ○ 小児救急医療体制の充実・強化	○ 「さいたま市子育て支援ネットワーク会議」により子育て支援のあり方や支援策などを検討 ○ 認可保育所 15 か所、定員 1,000 人を拡充（合計 119 か所、10,383 人） ○ ファミリー・サポート・センター会員数 2,359 人→3,638 人 ○ 子ども急患電話相談、医療なびの開設（平成 19 年度）
特色のある学校づくりの推進 ○ 特色のある学校づくり推進事業 ○ 小・中一貫「潤いの時間」の展開 ○ 中高一貫教育の推進	○ 特色のある学校づくり指定校応募学校数 139 校→161 校（平成 17 年度当初→平成 19 年度末（事業終了）） ○ 全市立小・中学校で小・中一貫「潤いの時間」の実施（平成 19 年度） ○ 浦和中学校（併設型中高一貫教育校）の開校（平成 19 年度）
安心安全のまちづくり ○ 災害に強いまちづくりの推進 ○ 地域・安心安全ネットの構築・充実 ○ 学校安全ネットワーク事業	○ さいたま市災害に強いまちづくり計画の策定（平成 19 年度） ○ さいたま市安心安全ハンドブックの作成、配布（平成 19 年度）、さいたま市地域・安心安全アクションプランの作成 ○ 全市立小学校・特別支援学校に警備員を配置（平成 17 年度～）、全市立小学校に学校防犯ボランティア連絡協議会の設置（平成 19 年度～）
歴史・文化資源の振興・活用 ○ 盆栽文化の振興・活用 ○ （仮称）岩槻人形会館整備事業	○ 盆栽関連施設の着工（平成 21 年度開館） ○ （仮称）岩槻人形会館の基本設計の実施（平成 24 年度開館予定）
都市イメージの創出と発信 ○ さいたまシティカップ開催事業 ○ さいたま市民まつりの開催	○ 「さいたまシティカップ」の開催 ○ 「さいたま市民まつり」の開催
世界との交流の活性化 ○ 国際理解教育・交流事業 ○ 国際化推進事業 ○ 姉妹・友好都市交流の推進	○ 中学生・高校生の海外派遣、外国語指導助手や外国人ボランティアの市内学校への派遣 ○ アジア太平洋環境会議（平成 18 年度）、第 1 回国連北東アジアさいたまシンポジウム（平成 19 年度）、第 20 回国連軍縮会議 in さいたま及び国際さいたまシンポジウム（平成 20 年度）の開催、国際会議観光都市の認定（平成 19 年度） ○ 海外の姉妹・友好都市 6 都市と交流



↑ 全市立小学校・特別支援学校に警備員を配置



↑ 第 20 回国連軍縮会議 in さいたま及び国際さいたまシンポジウムの開催

3 新実施計画における希望のまちづくり事業

前実施計画の希望のまちづくり事業の成果や平成 20 年度に開催した「さいたま市らしさ発見！」市民ワークショップでの意見を参考に、次のとおり新実施計画の希望のまちづくり事業を掲げます。

《希望のまちづくり事業の構成》

(1) 希望まち 交流拠点都市

(25 事業)

- 利便性を生かした都市機能集積の促進
- 強い産業力の醸成
- 市民活動の支援と協働の推進
- さいたま市らしさの発信によるにぎわいの創出

さいたま市らしさ
新しい都市イメージ

(2) 希望まち 環境共生都市

(13 事業)

- 見沼田圃の保全・活用・創造
- 水と緑の豊かな都市空間の創出
- 地球温暖化対策の推進
- ごみの発生抑制とリサイクルの推進
- 環境への負荷の少ない市街地、交通体系の実現

(3) 希望まち 生活文化都市

(37 事業)

- 「子育てしやすいまち 若い力の育つまち」の実現
- 「ゆめをもち、未来を切り拓く、さいたま市の子ども」の育成
- 誰もが健康で、安全・安心に暮らせるまちづくり
- 歴史・文化・スポーツ資源の振興・活用
- 世界との交流の活性化

(1)「希望まち 交流拠点都市」

「多彩な都市活動が展開される東日本の交流拠点都市」に向けて

(「基本計画・第2部さいたま市らしさを生み出す都市づくり」より)

本市は、大宮駅周辺・さいたま新都心周辺地区と浦和駅周辺地区という2つの都心を含む中心市街地を抱え、高度で多様な都市機能が集積しており、100万人を超える人口を有する政令指定都市として、また、県庁所在地として、21世紀における首都圏の発展の一翼を担う都市づくりが求められます。同時に、このような都市づくりは、都市機能のさらなる集積・高度化や都市活動の拡大を通じて、様々な分野の交流の活性化につながり、本市の拠点性の向上に結びついていきます。

人口は、平成19年11月に
120万人を超えています

都市づくりのポイント

- 1 交通結節点という立地特性やさいたま新都心などを活用した自立都市の形成
- 2 交流拠点を支える都市基盤の整備
- 3 多様な人材の育成・活用と産業活動や市民の様々な活動の拠点づくり
- 4 コンベンション機能の充実など情報発信力の強化

市民からみた「個性や魅力の生かしかた」

利便性をもっと生かす/都市の機能の充実

- ・ 便利さをさらにのばす
- ・ 県庁所在地にふさわしく
- ・ 点と点を線や面でつなぐ
- ・ 120万都市の機能発揮

若者の力を生かす都市(若さをアピール)

- ・ 転勤などの際の候補地としてアピール
- ・ 高齢化も視野に入れてまちをつくる
- ・ バリアフリー、ユニバーサルデザインを推進

歴史と文化拠点の力を引き出す

- ・ 観光ルートを確立する
- ・ 新しい文化を発信

スポーツ・おまつりなどの盛んな活力とにぎわいのあるまちづくり

- ・ まつりでコミュニティ活性化
- ・ まつりをもっと盛んに

さいたま市ブランドの創出

- ・ 市のブランドなどポータルサイトで発信
- ・ 鉄道のまちさいたま市としての拠点性を開発する

市民目線に立った広報の充実

- ・ 市サイト内に市民活動の現在がわかる一覧を載せたらどうか
- ・ ホームページ、双方向コミュニケーションができるように

など

(「平成20年度「さいたま市らしさ発見!」市民ワークショップからの提案」より)

ゆめ 希望のまちづくり事業の概要「交流拠点都市」

利便性を生かした都市機能集積の促進

都市機能の集積を促進するため、交通利便性を生かしながら、県庁所在地、政令指定都市として魅力あふれる都市空間づくりを進めます。

ユニバーサルデザインの推進 (P47、P92)	
福祉のまちづくり推進事業	だれもが住みよい福祉のまちづくり条例に基づき、ハード整備の基準及びソフト面での「心のバリアフリー」の啓発などを進めます。
交通バリアフリー推進事業	交通バリアフリー基本構想に基づき、交通バリアフリー法の目標年次である平成 22 年末を目指し、バリアフリー化を推進するとともに、啓発事業を実施します。
大宮駅周辺・さいたま新都心周辺地区の整備 (P95、P96)	
大宮駅周辺地域戦略ビジョン推進事業	当該地域の将来像やまちづくりの方向性を示す「大宮駅周辺地域戦略ビジョン」を策定し、具体的施策を検討します。
大宮駅東口都市再生プラン推進事業	当該地区の駅前交通の機能強化、商業・交通・市民サービスの拠点づくりなどを進めます。
大宮駅西口整備推進事業	当該地区において、地元住民との協働により、基盤整備手法の検討を行います。
大宮駅西口第四土地区画整理事業	当該地区において、質の高い都市基盤整備を図ります。
さいたま新都心にぎわい創出事業	まちづくり協議会を中心としたにぎわい創出事業や防犯活動、バリアフリーまちづくりボランティアの活動の支援などを行います。
さいたま新都心第 8 - 1 A 街区公共公益施設整備事業	さいたま新都心第 8 - 1 A 街区整備事業を促進するとともに、当街区に公共公益施設を整備することにより、まちの更なる賑わいを創出し、魅力あるまちづくりを進めます。
浦和駅周辺地区の整備 (P97)	
浦和駅西口南高砂地区市街地再開発事業	当該地区において、商業・業務を中心とした再開発ビルの整備、駅前広場及び都市計画道路田島大牧線の整備など都市基盤整備を行います。
浦和駅周辺鉄道高架化事業	鉄道を高架化し、都市計画道路田島大牧線などの交差道路を整備するとともに、湘南・新宿ラインのホームを新設します。
埼玉高速鉄道(地下鉄 7 号線)延伸促進事業 (P105)	浦和美園～岩槻までの延伸について、経済性などを十分に考慮し、まちづくりと連動させた上で、平成 24 年度末までに事業着手を目指します。

強い産業力の醸成

事業者や就労希望者などへの総合的支援を通じ、経営・雇用の安定化を図るとともに、産業分野における「さいたま市ブランド」の確立や戦略的企業誘致の推進などにより、強い産業力の醸成を図ります。

新	地域資源活用推進事業 (P115)	企業や団体等との協働により、地域資源の活用による商品・サービス等の創出及びプロモーションに関する研究を進め、産業分野における「さいたま市ブランド」の構築に向けた取組を推進します。
拡	産学官連携推進による技術革新・新産業創出事業 (P115、P125)	産学連携によるイノベーション(技術革新)の連続的な創出が図れる仕組みを構築するなど、新産業の創出、基盤技術産業等の育成を図ります。
	テクニカルブランド企業認証事業 (P115)	独創性・革新性に優れた技術を持つ市内研究開発型企業を認証し、広報活動や競争力向上のための支援を行います。
拡	戦略的企業誘致推進事業 (P116)	関係機関と連携して情報発信、企業発掘活動、立地支援等を行い、戦略的に企業誘致を行います。
新	ものづくり産業活性化支援事業 (P119)	本市製造業の多数を占め、金型等「ものづくり」の基盤技術を担う中小製造業における保有技術や主要取引先に関する情報を収集し、大手製造業や各地の産業支援機関等に向けて発信するなど支援を行います。
拡	産業人材育成支援事業 (P126)	小・中学生にビジネスの一連の流れを実践的に体験させる教育プログラム、工業高校におけるインターンシップなどを実施します。
	自立生活支援対策の推進 (P127)	
	拡 雇用セーフティネット対策事業	働く場と同時に住居を失った者等に対する自立支援とセーフティネット機能を強化するため、全 10 区の福祉事務所に自立生活支援相談窓口を設置するなど、自立生活のための総合的な就労支援を行います。
	拡 雇用ステップアップ事業	より安定した、又は希望する職種等への就労を目指したステップアップのための支援として、若年者向けの就労支援や母子家庭の母親の就労に向けた資格取得支援を実施します。

市民活動の支援と協働の推進

市民の自主的な活動・地域貢献・社会参画活動を支援するとともに、市民・行政・事業者との協働を進めます。

	シルバー人材センター・シルバーバンク事業 (P56、P128、P153)	高齢者に就業機会を提供するシルバー人材センター事業や地域活動への参画を支援するシルバーバンク事業の充実を図ります。
拡	シニアユニバーシティ事業 (P56)	シニアユニバーシティについて、カリキュラムの見直しや専門課程の新設を行うなど充実を図るとともに、卒業生の拠点となる施設を整備し、卒業後の地域貢献や社会参画を促進します。
新	シルバー元気応援ショップ制度 (P58)	「シルバーカード」を提示することによって、市内の店舗で割引などの優待が受けられる(仮称)シルバー元気応援ショップ制度を創設するとともに、協賛店を拡大します。

新...平成 21 年度以降の新規事業

拡...事業の一部に平成 21 年度以降の新規事業を含む拡充事業

	高齢者地域ケア・ネットワーク事業(P59)	関係機関等が協力・連携し、在宅支援を必要とする高齢者等の生活を支援するネットワークを健康福祉地区ごとに構築します。
拡	公民館整備事業(P80)	谷田地区及び内野地区に地区公民館を整備します。
新	(仮称)さいたま市自治基本条例制定事業(P152)	自治に関する基本的な理念や市政運営の基本的事項などを定めた、本市の憲法となる条例を市民参画で制定します。
拡	市民活動等支援事業(P152)	市民活動や協働に関する情報提供やイベントなどによる相互交流の場の創出、ソーシャルキャピタル向上のための施策やマッチングファンド制度などの市民活動支援のための施策を実施します。
	市民提案型協働モデル事業(P153)	市民活動団体から事業提案を受け、市民活動推進委員会で審査・選考した事業を協働モデル事業として実施します。
	区まちづくり推進事業(P154)	各区において、区民との協働による個性を生かしたまちづくりを進めます。また、道路、河川等の簡易な緊急修繕等を行い、身近な生活環境を保持します。

さいたま市らしさの発信によるにぎわいの創出

交流の活性化とその拠点性の向上のため、国内外に大きくPRできる情報発信力のある事業を推進し、にぎわいのある都市づくりを進めます。

	盆栽文化振興事業(P87、P121)	世界に誇る盆栽文化を発信する盆栽関連施設を整備するとともに、盆栽文化の振興を図ります。
	(仮称)岩槻人形会館整備事業(P87、P121)	人形文化の発信や文化・産業・観光振興の拠点施設として、(仮称)岩槻人形会館を整備します。
拡	観光資源の充実・整備事業(P120)	半日観光ルートマップ作成、「さいたま観光大使」によるPR、観光客の移動手段の開発などを進めるほか、新たな観光客を獲得するため、積極的なプロモーション活動を行うとともに、スポーツコミッションを創設します。
	コンベンション推進事業(P120、P145)	地域経済の活性化や国際化を推進するため、国内外のコンベンションの誘致を図ります。
	咲いたまつり事業(P121、P152)	本市の魅力発信、市民の交流・融和を図るため、咲いたまつりを毎年開催します。

(2)「^{ゆめ}希望まち 環境共生都市」

「見沼の緑と荒川の水に象徴される環境共生都市」に向けて

(「基本計画・第2部さいたま市らしさを生み出す都市づくり」より)

本市は、河川に沿って広がる低地と平坦な台地とから構成されており、低地は水田、台地は畑や雑木林が大部分を占めていました。

しかし、経済活動の拡大と都市化が進む中で、自然の恩恵を受けているという意識は希薄になり、武蔵野の原風景である雑木林、河川に沿った緑地や農地は減少を続けてきました。また、近年は、地球の温暖化やオゾン層の破壊など地球規模での環境問題も顕在化しています。

こうした中で、地域に残された特徴ある自然資源を大切にしていくことは、人と環境との共生の実現に結びついていきます。

都市づくりのポイント

- 1 見沼田圃の保全・活用・創造とそれを先導するセントラルパーク構想の推進
- 2 荒川と見沼田圃、元荒川を軸とした、市全域にわたる水と緑のネットワークの形成
- 3 ごみの発生抑制やリサイクルの推進など、資源循環型の持続可能な都市づくり
- 4 環境への負荷の少ないコンパクトな市街地の形成

市民からみた「個性や魅力の生かしがた」

水と緑を生かした、環境が良くて住みやすいまち

- ・武蔵野の復元
- ・水辺にみがきをかける、水辺の再生
- ・公園を住民がきれいにする活動
- ・各戸で緑のカーテンづくり
- ・遊休地の活用

見沼田圃をきれいにして活用する

- ・企業のCSR活動
- ・見沼で環境教育(ビオトープづくり)
- ・農業体験(グリーンツーリズム、大学のインターン)
- ・地産地消のコミュニティレストラン

環境の視点から都市の機能を見直す

- ・家庭、オフィス、自動車のCO₂を削減
- ・リサイクルのさいたま市モデル
- ・打ち水大作戦
- ・環境の美化
- ・都市生活型公害の改善

環境にやさしい交通の取組

- ・カーシェアリング
- ・パーク&ライド
- ・駐輪場の整備(自転車利用の促進)
- ・おすすめサイクリングコースづくり

など

(「平成20年度「さいたま市らしさ発見!」市民ワークショップからの提案」より)

希望のまちづくり事業の概要「環境共生都市」

見沼田圃の保全・活用・創造

首都圏有数の自然資源であり、独自の歴史、文化を有する見沼田圃を、市民のかけがえのない環境資産として大切に守り育て、次世代に伝えていきます。

見沼グリーンプロジェクトの推進(P40)

拡	(仮称)見沼基本計画等策定事業	見沼田圃の保全・活用・創造に努め、水と緑の拠点形成、水と緑の連続性の確保による「水と緑のネットワーク」の形成を図ります。
	斜面林や見沼代用水等を活用した憩いの場所整備事業	多くの人に見沼田圃の豊かな自然や歴史などを楽しんでいただくために、見沼代用水と一体となった斜面林を開放し、散策路や休憩施設を整備します。
	(仮称)セントラルパーク整備事業	見沼田圃全体の将来像を見据え、(仮称)セントラルパークの整備を進めます。
	加田屋地区自然環境公園整備事業	見沼田圃の原風景を色濃く残す加田屋地区の既存の水田や湿地を生かした形で、水・湿地系のネットワークを形成する公園整備を進めます。

水と緑の豊かな都市空間の創出

都心郊外にあって水辺や緑が多いという魅力を生かし、都市と自然とのバランスの取れた環境づくりを進めるとともに、市街地内の緑の空間作りを進めます。

自然緑地の保全・整備事業 (P39)		みどりの条例に基づき、良好な自然環境を有する樹林地、水辺地などを自然緑地として指定するとともに、保存樹の指定拡大を図ります。
緑の核づくり公園整備事業 (P39、P109)		都市公園の適正な配置・整備に向け、公園の不足する地域を重点に、歩いて行ける身近な公園の整備を進めます。
緑化の推進(P41、P108)		
拡	芝生化推進事業	公園、学校、公立保育園の芝生化を進めるとともに、芝生の管理において、市民との協働や民間企業からの技術支援など地域社会との連携による維持管理システムを構築します。
	緑のカーテン事業	身近な緑を増やすため、学校や公共施設、一般家庭での緑のカーテンの取組を推進します。
	公共施設緑化事業	公共施設の屋上緑化・壁面緑化を推進するとともに、未利用市有地のうち適切な場所の緑地化を実施します。
	民有地・民間建築物緑化事業	民有地や民間建築物の緑化推進を図るため、生け垣設置助成や建築物緑化助成事業を充実します。

新	花と緑のまちづくり推進事業	市内全ての駅・駅周辺及び主要な観光スポットなどを区民と協働して「花と緑」でいっぱいになります。また、全区役所において、緑化推進のシンボルフラワーとなる「区の花」を制定します。
---	---------------	---

地球温暖化対策の推進

温室効果ガス削減など地球温暖化対策のため、市民、事業者と行政が協働して取組を進めます。

地球温暖化対策の推進 (P35)		
拡	地球温暖化対策事業	地球温暖化防止のため、市民、事業者との協働による取組などを推進します。
拡	LED 化推進事業	エネルギー削減効率の高い市有施設の照明、交換時期を迎えた街路灯などを中心に、LED化を図ります。
拡	太陽光発電設備設置事業	市立小・中学校や公共施設に太陽光発電設備を設置するとともに、住宅用太陽光発電設備設置補助を継続し、環境負荷の低減を図ります。
	環境教育・学習推進事業 (P37、P75)	環境への理解を深め、環境を大切にすることを育成し、環境保全に係る自発的な行動を促進するため、環境教育・学習を実施します。

ごみの発生抑制とリサイクルの推進

ごみの発生抑制、再使用、再生利用を進め、環境にやさしい資源循環型の社会の形成を目指します。

拡	ごみ減量・リサイクル推進事業 (P37)	ごみの発生抑制・分別徹底のための啓発活動や、生ごみ処理容器等購入費補助、大規模事業所への立入調査などにより、家庭や事業所でのごみ減量・リサイクルの取組を促進します。
拡	廃棄物適正処理・処分推進事業 (P37)	リサイクルセンター及び高効率で発電等を行う廃棄物処理施設を整備するとともに、既存施設の更新など廃棄物の適正な処理・処分を推進します。

環境への負荷の少ない市街地、交通体系の実現

既成市街地の再構築を基本とするコンパクトな市街地の形成や、公共交通の利用促進など、環境負荷の少ない都市づくりを進めます。

新	交通環境対策事業 (P36)	ディーゼル自動車の粒子状物質減少装置の装着促進、グリーン配送の推進、「E-KIZUNA Project」等による次世代自動車の普及促進、市公用車への次世代自動車の導入など、交通公害の防止を図ります。
	コンパクトなまちづくり推進事業 (P92)	既存のまちの再構築・再生に重点を置く「コンパクトなまちづくり」への転換を目指し、市民・企業・行政の協働によるまちづくりを進めます。
拡	総合都市交通体系の確立 (P102)	過度に車に依存しない交通体系の確立に向け、公共交通機関をはじめとした各種交通手段の役割分担を明確にした計画の策定やこれに基づく交通施策を実施します。
	市内路線バス・コミュニティバス整備事業 (P106)	ノンステップバスの導入など、路線バスの利用促進を図るとともに、交通空白地区や交通不便地区をさらに解消するため、持続可能な交通手段や導入・改善等のスキーム構築について検討します。
	駐車場・自転車駐車場整備事業 (P106)	市内の健全な交通環境の確保に向け、民間との役割分担による、駐車場、自転車駐車場の整備を推進します。

(3)「^{ゆめ}希望まち 生活文化都市」

「若い力の育つゆとりある生活文化都市」に向けて

(「基本計画・第2部さいたま市らしさを生み出す都市づくり」より)

本市は氷川神社の門前町、中山道や日光御成道の宿場町、岩槻藩の城下町として古くから繁栄し、明治期以降も埼玉県行政・商業・業務の中心地の役割を担いつつ、同時に、東京に近接した生活都市としても発展してきました。

100万人を超える市民が居住する生活都市という性格と、若い世代が多いという特徴を生かし、多種多様な市民の生活の中から新しい文化が生み出されることが期待されます。今後は地域の歴史・文化資源を積極的に活用するとともに、市民の自主的な活動や交流の活性化を図ることで、さいたま市らしさを創造していきます。

人口は、平成19年11月に
120万人を超えています

都市づくりのポイント

- 1 地域と連携した子育て支援や青少年の健全育成など、子育てのしやすい都市づくり
- 2 市内の大学との連携や中高一貫教育の推進など、特色ある学校教育の推進
- 3 サッカーや盆栽文化、人形づくりをはじめとする地域の歴史的、文化的資源を活用した都市づくり
- 4 市民の自主的な活動の活性化などを通じた、さいたま市らしさの創造

市民からみた「個性や魅力の生かし方」

子育てするならさいたま市

- ・「子育てするならさいたま市」をさらに！
- ・認定こども園、幼保一体施設を増やす
- ・さいたま市しかやっていない子育て事業
- ・女性の再就職支援
- ・ベストマザー賞の受賞など広く広報する

安心安全なまちづくり

- ・多文化共生（住民の交流）
- ・防犯（安心して暮らせるまち）
- ・防災体制を充実する
- ・せまい道（2項道路）の解消
- ・通学路を優先に

歴史と文化拠点の魅力を引き出す

- ・足下にある文化
- ・歴史と文化の魅力を引き出す
- ・資源を生かす

芸術・文化資源を生かす

- ・内へのPR、外へのPR
- ・フィルムコミッションをやったら
- ・市在住の芸術家の発表交流の場があればよい

など

(「平成20年度「さいたま市らしさ発見！」市民ワークショップからの提案」より)

希望のまちづくり事業の概要「生活文化都市」

「子育てしやすいまち 若い力の育つまち」の実現

「子育てしやすいまち 若い力の育つまち」の実現のため、市独自の施策・事業にも取り組みながら、子育て支援のさらなる充実を進めます。

新	子育て家庭生活支援事業 (P49、P129、P150)	援助を必要とする子育て家庭を支援するため、子どもの一時預かりやヘルパーによる家事援助などを行います。
	(仮称)さいたま市子ども総合センター整備事業(P50)	地域の子育て機能や総合相談機能、世代間交流機能、地域活動拠点機能を備えた、子どもや子育て家庭等を支援するシンボリックな施設を整備します。
	子育て支援拠点施設整備・運営事業(P50)	各種子育て支援センター及び地域子育てサロンを整備します。
保育サービスの充実(P51)		
拡	認可保育所整備事業	保育所待機児童の解消を図るため、認可保育所を整備します。
	認可外保育施設等整備・運営事業	市の基準を満たした認可外保育施設をナースリールーム・家庭保育室として認定・指定し、運営を助成するとともに、幼稚園型の認定こども園、市内企業等における事業所内保育所の設置促進を図ります。
	病児・障害児保育事業	病児保育実施施設や障害児保育実施園を拡充します。
新	公立保育所完全給食実施事業	3歳以上児に主食(主に米飯)を提供し、完全給食を実施します。
拡	放課後子どもプラン等推進事業 (P52)	放課後や週末等に子どもたちが安全で安心して、健やかに育まれるよう、「放課後児童健全育成事業」及び「放課後チャレンジスクール推進事業」を連携して実施します。
	子育てパパ応援プロジェクト事業 (P53)	父親の子育て参加を応援するため、関係各課が連携して、市内の認可保育所等における父親の1日保育体験事業や単独型の子育て支援センターにおける父親主体の講座やイベントなどを実施します。
	(仮称)さいたま市子ども総合条例等制定事業(P53)	一人ひとりの子どもが輝くために、子どもをいつくしみ、健やかに育むための総合的な理念・方策を定めた条例等を制定します。
新	児童虐待防止対策事業(P54)	児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援、家族の再統合までの切れ目ない総合的な支援を充実するとともに、子どもの権利に関する普及啓発を行います。
	(仮称)春野地区障害児通園施設整備事業(P61)	当該地区に障害児通園施設を設置し、障害の早期発見・早期療育の体制強化を進めます。

「ゆめをもち、未来を切り拓く、さいたま市の子ども」の育成

「ゆめをもち、未来を切り拓く、さいたま市の子ども」を育成するため、知・徳・体・コミュニケーションのバランスを大切にした学校教育を推進します。

学びの向上さいたまプラン(P72、P73)

【拡】	基礎学力・国語力・理数教育の充実	基礎学力定着プログラム及び国語力向上プログラムを一層充実し、読み・書き・そろばんプロジェクトを推進するとともに、理科支援員の配置や特別講師の派遣等を行う理数教育推進プログラムを推進します。
	「自分発見！」チャレンジさいたま	小学生・中学生の得意分野を伸ばすため、市が主催等する催しのスタンプラリーを実施します。
	少人数指導サポートプラン事業	臨時教員補助員を市立小・中学校に配置し、小学校では国語・算数等、中学校では、数学・英語・理科を中心に少人数指導を行います。
	小・中一貫潤いの時間「英会話」	市立小学校5年生から市立中学校3年生まで、英語によるコミュニケーション力の育成を図ります。
	学校図書館教育の充実	市立小・中学校においてネットワーク便を運行するとともに、学校図書館司書をすべての市立小・中学校に配置することにより、学校図書館を学習・情報センター及び読書センターとして活用することを推進します。
	さいたま教育コラボレーション構想	大学と連携し、学生による児童生徒への学習支援などの教育ボランティア活動や大学教授等を講師とした教育研修会、学生へのキャリア教育などを実施し、教員の資質の向上と学校教育の充実に図ります。
	子どもの生活習慣向上キャンペーン	子どもの生活習慣向上のための、「早寝・早起き・朝ごはん」等を推進する市独自のキャンペーンを実施し、すべての市立小・中学校で取り組みます。

子ども潤いプラン(P74)

【拡】	小・中一貫潤いの時間「人間関係プログラム」	人間関係を構築する際に必要な技術を楽しく学ぶ授業や市立全小中学校で実施を目指しているあいさつ運動をはじめ、その他の直接体験の場を通して、スキルの定着を図る取組を全市立小・中学校で実施します。
	学校・学級支援事業	身体面や行動面で配慮を必要とする児童生徒及びいじめ、不登校、非行、問題行動など生徒指導上の諸問題に関わる児童生徒を支援するため、学校・学級支援員を市立小・中学校に配置します。
【拡】	心のサポート推進事業	教育相談室や適応指導教室及びスクールカウンセラー等によるカウンセリングなどを充実するとともに、いじめ対策プロジェクトチームを設置し、いじめ問題の解消を目指した取組などを実施します。
	子どものための体力向上サポートプラン(P75)	運動に親しむ習慣を培い、体力向上を目指し、「なわとび・逆上がりプロジェクト」や「体力アップキャンペーン」などの重点事業を実施します。

新	夢工房未来(みらくる)先生ふれ愛推進事業(P75)	プロのスポーツ選手やアーティストなどによる授業を市立幼稚園・小・中・特別支援学校で実施します。
新	さいたま土曜チャレンジスクール推進事業(P75)	基礎学力向上のため「放課後チャレンジスクール」と連携・協力し、「さいたま土曜チャレンジスクール」を実施します。
拡	特別支援教育推進事業 (P62、P76)	特別支援学級等の新設・増設、補助員配置によるきめ細かな指導や支援を行うとともに、特別支援学校の新設及び既存の特別支援学校(さいたま市立養護学校)の整備を行います。
拡	過大規模校解消事業(P78)	美園地区に市立小学校を新設するなど、過大規模校の解消を図ります。
新	(仮称)武蔵浦和図書館整備事業 (P80)	武蔵浦和地区に図書館を整備します。

誰もが健康で、安全・安心に暮らせるまちづくり

誰もが健康で長生きができ、また安全で、安心して暮らせるまちの実現のため、保健・福祉施策や防災・防犯対策など総合的な取組を推進します。

新	(仮称)さいたま市安心長生き条例制定事業(P56)	今後の超高齢社会に備え、高齢者の生きがい、健康、福祉の充実などを総合的に取りまとめた条例を制定します。
	高齢者サロン・老人福祉センター整備事業(P57)	地域の高齢者が集う場である高齢者サロンを実施していない地区社会福祉協議会への開設支援を行うとともに、老人福祉センターの未整備区である浦和区と南区に整備します。
	介護者支援体制充実事業(P57)	地域包括支援センターにおいて、介護者同士の交流の機会を拡大する介護者サロンを実施するとともに、新たなセンターの整備や相談員の増員、開所日の拡大などを行います。
新	(仮称)さいたま市ノーモライゼーション条例制定事業(P62)	障害者も健常者も共に地域で暮らせるための条例を制定します。
	健康づくり推進事業(P65)	市民が主体的に取り組む健康づくりの推進、健康づくりを継続して行うグループの育成・支援、健康づくりに関する情報発信などを行うとともに、特定健診・特定保健指導を実施し、生活習慣病対策を行います。
拡	新型インフルエンザ対策事業 (P67)	図上訓練の実施や業務継続計画の策定をはじめ、新型インフルエンザの発生段階に応じ、体制整備、情報収集、相談体制及び医療体制などを確立するとともに、抗インフルエンザウイルス薬などの備蓄を進めます。
新	多目的広場整備事業(P84)	市有未利用地、民有地、大学施設などを活用した、スポーツもできる多目的広場を整備するとともに、市民に身近な公園内の一角にボール遊びなどスポーツもできる「(仮称)スポーツふれあい広場」を整備します。

拡	災害に強い都市づくり推進事業 (P99、P132)	大規模な盛土造成地の有無の把握や防火地域・準防火地域の指定を推進し、また、震災復興都市計画策定に至る行動指針を定めます。
新	災害用マンホール型トイレ整備事業(P133)	災害用マンホール型トイレ(便槽型)を避難場所である全市立小・中・高等学校に計画的に配置します。
拡	自主防災組織強化・育成事業 (P133)	自主防災組織の結成促進及び育成強化や、公民館を除くすべての避難場所へ避難場所運営委員会を設置するとともに、新たに防災ボランティアコーディネーター及び防災士の育成を行います。
	防犯対策事業(P138)	地域防犯活動の支援や地域防犯ステーションなどの活用と増設、公用車による青色防犯パトロール、自主防犯組織のパトロールの促進を図ります。
	学校安全ネットワーク事業 (P139)	全市立小学校・特別支援学校に警備員を配置するとともに、防犯ボランティア、関係諸団体等が連携して、子どもたちの安全の確保を図ります。

歴史・文化・スポーツ資源の振興・活用

本市の地域資源であり、世界にも誇れる盆栽文化や人形づくり、サッカーをはじめとするスポーツなどの歴史・文化・スポーツ資源の振興・活用を推進します。

新	(仮称)さいたま市スポーツ振興まちづくり条例制定事業(P83)	生涯スポーツの振興とともに、スポーツを活用した総合的なまちづくりを推進するための条例の制定とともに、条例に基づく計画を策定し、諸施策の展開を図ります。
新	文化・芸術まちづくり創造事業 (P87)	建設事業費における1%(一般財源ベース)を文化・芸術事業に充てる仕組みをつくり、新たな文化・芸術事業を実施します。
	盆栽文化振興事業(P87、P121)	世界に誇る盆栽文化を発信する盆栽関連施設を整備するとともに、盆栽文化の振興を図ります。
	(仮称)岩槻人形会館整備事業 (P87、P121)	人形文化の発信や文化・産業・観光振興の拠点施設として、(仮称)岩槻人形会館を整備します。
新	(仮称)さいたま市文化都市創造条例制定事業(P88)	総合的かつ持続的な文化振興を図るための条例を制定します。

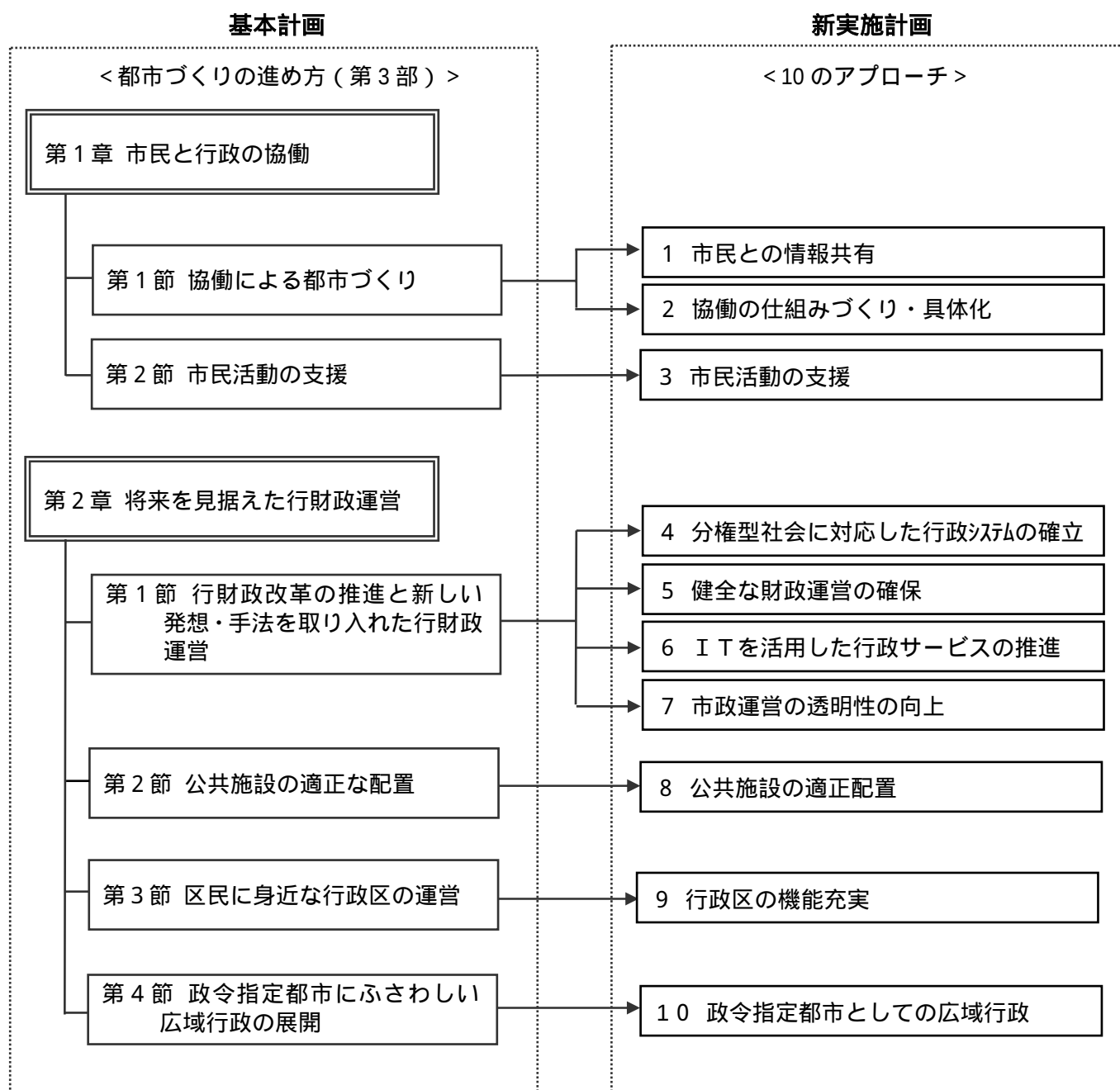
世界との交流の活性化

国際都市さいたま市の実現のため、海外との交流機能の充実と多様な交流活動の活性化を図ります。

国際教育・交流事業 (P76、P146)	市立中・高等学校の生徒などを海外に派遣する国際交流事業、外国語指導助手や日本語指導員の派遣などによる国際教育を推進します。
姉妹・友好都市交流事業(P146)	海外の姉妹・友好都市との市民・行政レベルでの交流を、様々な分野で進めます。
国際化推進事業(P147)	国際会議の誘致・開催、自治体職員協力交流事業など、国際化に向けた取組を推進します。

第3編 都市経営の基本戦略

今後の都市づくりでは、「何をやるか」に加えて「いかに進めるか」という都市経営の基本戦略が重要です。ここでは、基本計画の「都市づくりの進め方（第3部）」に基づき、「市民と行政の協働」「将来を見据えた行財政運営」の観点から、都市経営の基本戦略として新実施計画を推進するための10のアプローチを掲げるとともに、それぞれの手法メニューを示します。



第1章 市民と行政の協働

第1節 協働による都市づくり

真に豊かな市民生活への関心が強まる中で、様々な分野で自由時間を生かした市民のボランティア活動などが増加するとともに、都市づくりに対する市民の参加意識が高くなっています。

一方、行政が中心となって市民の多様な価値観やライフスタイルに対応し、きめ細かな市民サービスを提供しようとする、効率が低下する面があります。行政だけではなく、地域社会を構成する市民、市民活動団体、大学、企業などが公共の担い手としてまちづくりに参加する「新しい公共」という考え方にたち、これまでの行政のあり方を見直し、行政の役割や市民との関係を再認識することが求められています。

このため、各種の団体や企業を含む市民と行政とが互いの役割と責任を自覚して、「市民と行政とが対等のパートナーとしてともに都市づくりを担う」ことを基本に、協働による都市づくりを進めていくものとします。

■アプローチ 1 市民との情報共有

市の情報が多くの市民に速く・わかりやすく伝えられるよう、様々な媒体や手法による広報活動の充実を図ります。

また、広聴活動の充実を図るとともに、市民と市民、市民と行政(職員)との意見交換の充実を図り、さいたま市の都市づくりに関する情報共有を推進します。

<手法メニュー>

- 情報提供の充実
 - ・ 媒体の多様化(電子媒体、マスメディアなどの活用)
 - ・ ホームページ・携帯サイトの充実
 - ・ メールマガジンの発行・充実
 - ・ 提供情報の充実(検討段階の情報の発信)
 - ・ コールセンターの活用
 - ・ 情報公開コーナーにおける情報提供の充実
 - ・ 戦略的な広報活動やシティセールス
 - ・ パブリシティの推進
- 広聴・意見交換の充実
 - ・ 市長との意見交換(タウンミーティング、現場訪問など)
 - ・ 市長への提案制度
 - ・ 市民説明会などの実施
 - ・ シンポジウム、フォーラムなどの開催
 - ・ 市民アンケート調査などの実施

■アプローチ 2 協働の仕組みづくり・具体化

庁内体制の確立を図りながら、市民や市民活動団体、大学・企業などとの協働の仕組みづくり・機会づくりを進めます。

また、市民の発意を生かしながら、様々な施策や事業の特性に応じ、協働を推進します。

<手法メニュー>

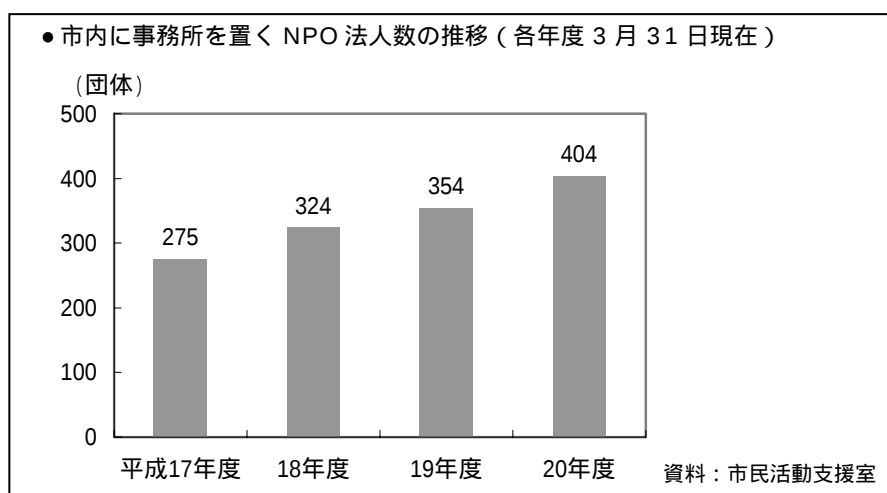
- 協働の仕組みづくり・機会づくり
 - ・ 協働の経験を踏まえた新しい仕組みづくり
 - ・ 協働の意識啓発(市民・職員)
 - ・ 各種委員の公募の拡充
 - ・ パブリック・コメントの充実
- 協働による事業の推進
 - ・ 協働による計画策定、計画の進行管理、事業の評価(市民参加による検証大会など)

	・協働によるイベントの開催 ・協働による道路、公園その他公共施設の維持管理・運営 ・NPO 法人などへの事業委託（指定管理者制度を含む） ・ワークショップ手法の導入と拡充 ・市民と行政のコミュニケーションによる「さいたま」のイメージづくり ○大学・企業などとの連携(大学コンソーシアムの構築など)
--	---

第2節 市民活動の支援

「市民と行政の協働」とは、市民独自のまちづくり活動の活性化をも期待するものです。このため、様々な分野のボランティア活動やコミュニティ活動など、住みよいまちづくりに向けた市民活動の活性化を図るよう支援を進めます。

■アプローチ 3 市民活動の支援	
自治会、NPO、ボランティア団体など、多様な主体の自主的な活動を支援するとともに、住みよいまちづくりに向けて連携を深めていきます。	<手法メニュー> ○市民活動の場の充実 ○市民活動に係る情報やノウハウの提供 ○市民活動の相互交流の機会づくり ○ソーシャルキャピタル向上の促進 ○市民活動を担う人材育成 ・ボランティアの育成 ・ボランティア体験の機会拡充 ○自治会活動などコミュニティ活動の活性化 ○企業市民による社会貢献活動の促進



第2章 将来を見据えた行財政運営

第1節 行財政改革の推進と新しい発想・手法を取り入れた行財政運営

全国的に極めて厳しい地方財政の状況下にあって、さいたま市においても財源の大きな伸びが期待できず、逆に少子・高齢化の進行、価値観の多様化などを背景として行政需要は増大を続けており、限られた財源や人材を重点的に配分し、効率的で効果的な行財政運営を進めることが一層重要性を増しています。

このためには、単なる「合理化」や「縮減」という改革でなく、行財政運営の基本的な発想転換が必要であり、「何をやるか」という観点に加えて「いかにやるか」という観点が重要になっていきます。そこで、市長直轄の組織として平成21年（2009年）11月に行財政改革推進本部を設置するとともに、市の行財政改革についてのアドバイザー機関として、「さいたま市行財政改革有識者会議」を平成21年（2009年）12月に設置するなど、新たな視点から行財政改革を推進します。

また、市民への説明責任を果たすとともに、市民との協働を進めるため、市政運営の透明性の向上に努め、情報公開日本一を目指します。

■アプローチ4 分権型社会に対応した行政システムの確立

市民の視点に立った地方分権時代にふさわしい行政運営を行うため、効果的かつ効率的な組織の整備、職員の意識改革と能力開発を進め、経営感覚とスピード感のある市政運営を実現します。

<手法メニュー>

- 都市経営戦略会議の運営
- 効果的・効率的な組織・機構の整備
 - ・目的を達成した組織などの見直し
 - ・市民ニーズに迅速に対応できる組織編成
 - ・責任と権限を明確化した、市民にわかりやすい組織編成
- 庁内横断的な連携体制の確立
- 職員の適正配置の推進
 - ・適正な定員管理
 - ・計画的・効果的で、適正な職員の任用
 - ・民間人専門家など多様な人材の任用
 - ・庁内公募制の推進
 - ・人事評価結果を活用した人事配置
- 職員の意識改革と能力開発
 - ・能力・業績を重視した人事制度の運用
 - ・職員研修の充実
 - ・市長と職員との対話の推進（車座集会、学校訪問など）
- 職員の給与制度・福利厚生制度の適正化
- 職員による改革・改善運動の推進（一職員一改善提案制度など）
- 外郭団体などの改革・改善の推進
- 行政評価システムの見直し・適切な運用
- 行政評価システムと予算編成や総合振興計画の進行管理との連携
- 自立都市として愛着と誇りを持てる都市イメージの創出

■アプローチ 5 健全な財政運営の確保

自主財源の拡充や市民負担の適正化など、歳入の確保に努めるとともに、事業の見直しやコスト管理などによる歳出の抑制を図ります。

また、行政運営の効率化や市民サービスの質の向上のため、十分な検討と検証を行いながら、民営化や民間委託、PFI など、民間活力の積極的な導入と活用を進めます。

<手法メニュー>

- 状況の変化に対応した事業、既存施設などの見直し、再編
- 公共事業をはじめとする事業コストの縮減
 - ・ 公共工事コストの縮減
 - ・ ライフサイクルコストを考慮した都市基盤施設などの維持管理
 - ・ 経常的経費の見直し・抑制
- 自主財源の確保・拡充
 - ・ 市税などの債権回収の強化・充実
 - ・ 経済振興・雇用促進による税収の確保
 - ・ 広告掲載やネーミングライツの活用
 - ・ ふるさと応援寄附制度の活用
 - ・ 自主財源確保のための新しい手法の導入・活用
- 市民負担などのあり方の見直し
 - ・ 使用料・手数料の妥当性の検証と適正化
 - ・ 行政サービスの有料化の検討
 - ・ 補助金など補助制度の見直し
- 公営企業の健全経営
 - ・ 経営の効率化と経営基盤の強化
 - ・ 経営情報の公開
- 中期財政見通しのフォローアップと市債の適正管理
- 未利用市有地の有効活用
- 民間（NPO などの市民団体を含む）委託などの推進
- 指定管理者制度の活用
- PFI などによる民間活力の導入
- 市場化テストの検討

■アプローチ 6 ITを活用した行政サービスの推進

ITを活用して、市民サービスをはじめとする行政運営の高度化・迅速化を進めるとともに、行政コストの低減を図ります。

また、情報セキュリティ対策の実効性確保に取り組みます。

<手法メニュー>

- 電子行政窓口の推進
 - ・ 行政手続のオンライン化
 - ・ 公金収納のオンライン化
- システム整備による行政運営の高度化・効率化
 - ・ 情報システムの最適化
 - ・ 既存システムの再構築
 - ・ 業務のシステム化
- 情報セキュリティ対策の評価・見直し

■アプローチ 7 市政運営の透明性の向上

市民への説明責任を果たすため、各種情報提供をはじめ、情報公開制度などにより、市政の透明性の向上を図り、情報公開日本一を目指します。

<手法メニュー>

- 情報公開制度の適切な運用
- 個人情報保護制度の適切な運用
- 外部監査制度の活用
- 予算編成過程の公開
- 都市経営戦略会議の審議内容などの公表
- 市民や市議会会派などからの要望・意見とその対応状況の公表
- 指定管理者の指定における公募の実施
- パブリシティの推進
 - ・ 市長定例記者会見の拡充
 - ・ 教育長による定例記者会見の実施

●主要財政指標の比較（普通会計による）

	さいたま市				17 政令指定都市平均
	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 20 年度
自主財源比率（％）	64.0(5 位)	65.0(4 位)	69.9(3 位)	68.2(3 位)	61.8
財政力指数	0.972(2 位)	0.995(2 位)	1.016(3 位)	1.033(3 位)	0.870
経常収支比率（％）	84.9(2 位)	84.2(2 位)	86.1(1 位)	88.3(3 位)	94.3
市民 1 人当たり地方債残高 (千円/人)	299(1 位)	309(1 位)	311(1 位)	306(1 位)	650

注 1：自主財源比率とは、地方公共団体が自主的に収入できる財源で、市税、使用料、手数料、財産収入などがこれにあたる。この割合が高いほど自主的な行政運営ができることになる。

注 2：財政力指数とは、一般財源必要額に対して市税等の一般財源収入額がどの程度確保されているかを測るもので、1 に近くあるいは 1 を超えるほど財政力に余裕があることを示す。

注 3：経常収支比率とは、財政の弾力性を示す指標の一つで、

$$\frac{\text{人件費、扶助費、公債費等に充当した一般財源}}{\text{経常一般財源（地方税や普通交付税等）}} \times 100$$

で表される。この値が高いほど、財政の弾力性が乏しく、普通建設事業などに投資する余裕がないことを示す。さいたま市の経常収支比率は政令指定都市の平均よりも低い。

注 4：（ ）は政令指定都市における本市の順位（良好な数値の順）を示す。

資料：さいたま市は各年とも普通会計決算、政令指定都市平均は財政課資料

第2節 公共施設の適正な配置

極めて厳しい地方財政の状況下で、いわゆる箱物整備については全国的に抑制の方向となっています。本市においても、財源確保が難しくなる中で行政需要は増大することが見込まれています。

これらの状況を踏まえ、市民利用施設（箱物の公共施設で市民のだれもが自由かつ選択的に利用できる施設）については、既に相当程度の整備水準にあることから、「公共施設適正配置方針」（平成15年（2003年）3月）に基づき、原則として新規整備を抑制するとともに、公共施設の適正配置を進めます。

また、更なる公共施設等の効率的な管理運営を推進するため、土地を含む公有財産について、ストックマネジメントに重点を置いた「公共施設マネジメント計画」を平成23年度末（2011年度末）までに策定します。

■アプローチ 8 公共施設の適正配置

「公共施設適正配置方針」に基づき、ソフト面の充実、既存施設の有効活用を進めながら、公共施設の新規整備の重点化を図るとともに、公有財産について、ストックマネジメントに重点を置いた効率的な管理運営を推進します。

<手法メニュー>

- ソフト面の充実
 - ・休館日・開館時間の見直し
 - ・講座・企画展など、事業内容の見直し
 - ・施設の体系化（名称の統一・体系化、使用料の体系化）
 - ・周辺施設との連携・協力によるサービス向上
 - ・PFIなどの活用
 - ・施設の維持管理・運営における市民との協働
 - ・事業の企画・運営における市民との協働
- 施設などの有効活用
 - ・土地や施設の余裕スペースなどの有効活用
 - ・施設の用途転換・統廃合
 - ・施設の長寿命化
 - ・施設の稼働率向上
- 公共施設の新規整備の重点化
 - ・規模や機能の適正化
 - ・未利用市有地の有効活用
 - ・施設の複合化
- 市庁舎のあり方の検討

第3節 区民に身近な行政区の運営

人口 120 万人を超える政令指定都市としての総合的な都市づくりの一つとして、各地域の個性を生かした、市民に身近できめ細かなまちづくりへの取組が重要です。このため、区民との協働を進め、区役所の役割・機能の充実を図りながら、市民に開かれた区における総合行政を展開していきます。

■アプローチ 9 行政区の機能充実

区役所の役割・機能の充実を図り、行政区の個性を生かしたまちづくりを進めます。

また、区民に身近という特性を生かし、市民に開かれた区行政の展開を図ります。

<手法メニュー>

- 区役所の役割・機能の充実と運営
 - ・ 「さいたま市区における総合行政の推進に関する規則」の適切な運用
 - ・ 区役所で取り扱う窓口業務の拡大
 - ・ 区長権限の見直し・拡大
 - ・ 区役所の予算制度の改革
 - ・ 区まちづくり予算の有効活用
 - ・ 区長マニフェストの策定
- 市民に開かれた区行政の展開
 - ・ 区民会議・コミュニティ会議の充実
 - ・ コミュニティ活動など自主的な活動の支援

第4節 政令指定都市にふさわしい広域行政の展開

市域を超えて広がる市民生活や都市活動を支えるため、道路・交通網の整備、環境の保全など、広域的な視点による都市づくりが必要不可欠となっています。また、政令指定都市として、21 世紀の我が国を牽引する首都圏の発展に向けた取組も求められます。

このため、他の政令指定都市、首都圏の都県や近隣諸都市などとの連携を深め、広域行政に積極的に取り組んでいきます。

■アプローチ 10 政令指定都市としての広域行政

市民生活や産業・経済活動の広域化にも対応しながら、政令指定都市の役割を積極的に担い、広域的な行政課題に取り組みます。

<手法メニュー>

- 九都県市首脳会議などとの連携による広域的課題に関する調査・具体的な取組の推進
- 他の政令指定都市などとの連携による地方分権の推進や道州制・大都市制度の研究・提言

●八都県市・18政令指定都市の概況

八都県市	人口		面積	
	(千人)	割合(%)	(km ²)	割合(%)
全 国	127,076	100	377,883	100
埼玉県	7,096	5.6	3,797	1.0
さいたま市	1,199	対県 16.9	217	対県 5.7
千葉県	6,124	4.8	5,157	1.4
千葉市	926	対県 15.1	272	対県 5.3
東京都	12,548	9.9	2,188	0.6
神奈川県	8,848	7.0	2,416	0.6
横浜市	3,606	対県 40.8	437	対県 18.1
川崎市	1,359	対県 15.4	143	対県 5.9
八都県市 計	34,616	27.2	13,558	3.6

政令指定都市	人口		面積	
	(千人)	全国に占める割合(%)	(km ²)	全国に占める割合(%)
全 国	127,076	100	377,883	100
さいたま市	1,199	0.9	217	0.1
札幌市	1,884	1.5	1,121	0.3
仙台市	1,007	0.8	784	0.2
千葉市	926	0.7	272	0.1
横浜市	3,606	2.8	437	0.1
川崎市	1,359	1.1	143	0.0
新潟市	803	0.6	726	0.2
静岡市	719	0.6	1,412	0.4
浜松市	792	0.6	1,511	0.4
名古屋市	2,174	1.7	326	0.1
京都市	1,387	1.1	828	0.2
大阪市	2,525	2.0	222	0.1
堺市	835	0.7	150	0.0
神戸市	1,508	1.2	552	0.1
岡山市	687	0.5	790	0.2
広島市	1,154	0.9	905	0.2
北九州市	981	0.8	488	0.1
福岡市	1,384	1.1	341	0.1
18市 計	24,930	19.6	11,225	3.0

「八都県市首脳会議」は、21世紀を展望し、首都圏の広域的な課題に対応するために発足したもので、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県の4都県の知事と横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市の4市の市長で構成されています。面積では全国の約4%を占めるにすぎないこの八都県市には、全国の約三分の一の人口が集中しており、重大な広域的課題である、環境対策や防災対策などについて、協力して取組を進めています。

現在、全国には18政令指定都市があり、その合計人口は全国の19%を占めています。これら18市の市長で構成する「指定都市市長会」では、政令指定都市が先駆的、先導的役割を果たしながら、真の地方分権型社会を実現していくため、国に対して政策提言を行う活動を行っています。

なお、神奈川県相模原市が、平成22年4月1日に政令指定都市へ移行することに伴い、「八都県市首脳会議」は「九都県市首脳会議」に、政令指定都市の数は19になります。

資料：平成21年版全国市町村要覧